

平成30年10月1日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英

神奈川県身体障害施設協会

会長 伊藤 崇博

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢

平成31年度神奈川県への要望事項

日頃、神奈川県におかれましては、障害児者の地域生活に特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、障害のある方が地域で生き生きと暮らすためには、行政が中心となりながら、我々障害者支援団体も一体となった障害児者支援が一層重要になります。「ともに生きる」社会の実現のために官民一体となり取組んでいきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。特に福祉先進県と言われている神奈川県においては、独自性ときめ細やかな施策が継続されることを強く望み、下記の事項についてご配慮くださいますよう要望いたします。

1 神奈川県全体における公平性を担保した障害サービス(施設入所支援・短期入所)の利用調整の推進について

神奈川県障がい福祉計画では、施設入所支援の利用者数の減少を見込んでいます。しかし、現実には在宅にて通所系事業所を利用している障害者は高齢化、重度化しており、ご家族の高齢化も重なり、入所支援サービスを見据えた短期入所サービスの利用は増加しています。

また、虐待事案についても地域間配置も含め十分に対応できるだけのベッドは確保されていません。さらに利用するための市町村間の連携も叫ばれていますが、現実ベッドの相互利用は進んでおりません。その改善には市町村間の枠を超えた広域の調整が必要であります。その役割を担う更生相談所や神奈川県障害者自立支援協議会におけるネットワーク形成事業において、神奈川県の調整がうまく機能していないのが実情です。結果、地域の障害者が施設入所支援及び短期入所事業を利用できないのが現状であり、障害福祉計画との乖離があると理解せざるを得ません。つきましては、実態調査を実施し、状況を把握いただいた上で、有効な利用調整のしくみづくりと推進を要望します。

2 施設入所支援(短期入所を含む)の再整備の推進について (新)

入所施設は、入所する障害の重い方への生活支援と共に、在宅の方の地域生活を支える拠点施設としての機能があります。在宅の方への短期入所サービスの提供、グループホームのバックアップ機能、防災の拠点施設としても重要です。つきましては、既存施設の老朽化に伴う再整備と、個室化、ユニット化、バリアフリー化等の住環境の改善を図る再整備の予算措置と推進をお願いします。

また建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いいたします。

3 地域生活拠点施設の入所定員増の整備方針について (新)

神奈川県は、施設整備の方針としてコロニーはつくらず、小規模施設を分散して整備してきた歴史があります。全国の中でも人口比で入所定員は少ない都道府県でもあります。ゆえに今後のさらなる高齢化、重度化への対応と共に、いわゆる加齢児と言われる利用者の児童入所施設退所後の対応、またご家族の高齢化に伴い潜在的に施設入所支援の利用を待っている利用者があることへの対応を踏まえると、現グループホームの体制では対応困難なケースも急増することが予想されます。よって地域生活拠点施設の機能充実を図るためには入所定員を増やすことが必要です。そのためには既存施設増築改修、新規小規模施設建設も含めて、障害福祉計画においての柔軟的な整備方針の検討を要望いたします。

4 障害者地域生活サポート事業 (継続要望)

平成18年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて12年が経過しました。この事業は、平成26年度から交付金化されましたが、市町村の任意事業であり、県1/2負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により格差が生じています。事業メニューの実施率として約16%と低い状況です。つきましては、県と市が協力して実施率をあげていただけるようお願いいたします。広域行政機能による市町村格差の是正及び事業の検証と見直しを要望いたします。また、同時期に交付金化されました神奈川県グループホーム運営費補助金は、グループホームの現行のサービス水準を維持するために重要な制度でありますので引続き推進をお願いいたします。

5 神奈川県単独補助制度の推進について

今年度は津久井やまゆり園の再生に向けて、意思決定支援をはじめとした新規事業の予算化に感謝いたします。特に、今後の施設整備に欠かせない制度であります民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いいたします。

6 神奈川県社会福祉会館の再整備について(継続要望)

社会福祉会館は、各都道府県に1箇所以上、地域福祉の拠点として設置されているものです。現在、福祉関係団体が社会福祉会館を拠点に、地域福祉ネットワークの形成、職員研修、福祉人材の育成、ボランティア活動、共同募金等々様々な活動を行っています。

このたびの整備については、現行機能の更なる向上を目指すとともに、「共に生きる」社会の実現を発信する重要な神奈川県の活動拠点として位置付け、県が主体的にかかわることを求めます。

7 福祉型障害児入所施設の移行支援等について (継続要望)

高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、障害者支援施設、グループホーム等のご協力により、進めることができいております。しかし、依然として全ての加齢児が移行できているわけではなく、行動障害の方や重度重複障害の方の移行が困難な状況に変わりはありません。平成33年3月末日までのみなし規定の期限までに、速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害福祉サービス事業所等が連携を図り、地域の社会資源を拡充していく必要があります。

- (1) 概ね高等部2年生になると児童相談所から福祉事務所へ通知が行われ、障害福祉サービス等の利用に向けた情報提供が図られます。この時に移行支援の対象である旨を伝達し、福祉事務所と児童相談所を連携する仕組みを作る等、責任を持って移行支援を進めていただきたい。
- (2) 本年度より新設された「障がい者グループホーム体験利用促進事業補助金」の利用促進とともに、「障害者地域生活サポート事業 成人サービス移行支援者受け入れ事業」が活用できるよう市町村に周知、指導し、より移行支援が行いやすい環境の整備を図ってください
- (3) 「津久井やまゆり園再生推進事業」については、加齢児及び高等部卒業生の移行支援にも活用できるようにしていただくとともに、津久井やまゆり園の定員については、加齢児及び高等部移行先として検討できるようにしていただきたい。
- (4) 今後も行政機関及び障害福祉サービス等の事業所との情報交換、情報提供の機会を持ち、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。

8 福祉人材の育成確保及び社会福祉職員等退職共済制度における公費助成の廃止について

現在人材不足は、喫緊の課題であります。障害児者の特性に応じて支援できる人材が必要です。そのような人材を育成できるような各種研修の充実及び福祉人材センターと連携した人材確保に向けた取組みの推進を要望いたします。特にインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いいたします。

また、平成29年度から社会福祉法の一部改正が行われました。この改正中、内部留保の問題を受けて、「社会福祉充実残額」の計算シートが導入されました。結果として、88%の社会福祉法人が事業継続に必要な財産がマイナスという結果になりました。社会福祉施設職員等退職共済における公費助成制度の廃止は、福祉人材の確保及び法人の事業継

続に不可欠な制度であります。この制度を補完できる制度を講じていただけるよう要望いたします。

9 障害者就労施設等からの調達について（継続要望）

障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注をさらに促進するため、神奈川県が設置する障害者共同受注窓口組織の有効な活用と同窓口が継続的な運営を行われるよう、要望いたします。

10 就労アセスメントについて（継続要望）

現在、就労継続支援 B 型事業の利用希望者に対して、就労アセスメントが実施されていますが、このアセスメントの活用について利用者自身が内容になじめず混乱をしている状況にあります。県内の市町村においても就労アセスメントの実施内容について温度差もあるため、統一した見解での実施その周知を要望いたします。

11 障害者雇用施策について

このたび行政官庁はじめ地方自治体においても、障害者雇用率に係わる水増し計上の問題が表出しました。雇用の機会を奪っていた長年の対応は残念でなりません。深い反省のもとに働く権利を尊重する雇用施策の推進を願います。

12 障害支援施設における夜間職員配置について（継続要望）

津久井やまゆり事件を受けて、県立施設には、夜間職員配置が増員されました。民間障害支援施設にも県立施設同様の夜間配置の増を要望いたします。

13 その他

黒岩知事も含めて県庁内に「福祉かながわ再び」の雰囲気醸成してほしいと念願いたします。

また、神奈川県は、県域、3 政令指定都市、1 中核市を抱える特殊性があり、県内においての地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性と共に都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いいたします。

以上